

令和7年度国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿（令和7年4月1日現在）

○ 公益代表

選 出 区 分	氏 名	任 期
社会福祉協議会	三 浦 義 光	令和6年4月1日から令和9年3月31日
区 長 会	戸 部 尚 実	令和7年4月1日から令和9年3月31日
民 生 委 員	大 木 晴 美	令和6年4月1日から令和9年3月31日
商 工 会	伊 藤 肇 章	令和6年4月1日から令和9年3月31日

○ 医療代表

選 出 区 分	氏 名	任 期
医 師	奥 村 明 彦	令和6年4月1日から令和9年3月31日
医 師	森 林 平	令和7年4月1日から令和9年3月31日
歯 科 医 師	佐 藤 文 昭	令和6年4月1日から令和9年3月31日
薬 剤 師	山 田 安 夫	令和6年4月1日から令和9年3月31日

○ 被保険者代表

選 出 区 分	氏 名	任 期
農 業 代 表	伊 藤 美 紀 枝	令和6年4月1日から令和9年3月31日
農 業 代 表	木 村 里 美	令和6年4月1日から令和9年3月31日
商 業 代 表	山 田 友 子	令和6年4月1日から令和9年3月31日
商 業 代 表	伊 藤 恵 美 子	令和6年4月1日から令和9年3月31日

○ 被用者保険代表

選 出 区 分	氏 名	任 期
市内JA支店長代表	増 田 世 一	令和6年8月15日から令和9年3月31日

（敬称略、順不同）



議案第 号

弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年 月 日提出

弥富市長 安 藤 正 明

提 案 理 由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円にそれぞれ引き上げることとした。
- 2 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乘ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の基準については被保険者数に乘ずる金額を54万5,000円から56万円にそれぞれ引き上げることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

弥富市国民健康保険税条例（昭和30年弥富町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
(課税額) 第2条 [略] 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 [略] (国民健康保険税の減額) 第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及	(課税額) 第2条 [略] 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 [略] (国民健康保険税の減額) 第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及

びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 〔略〕 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 〔略〕	びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 〔略〕 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 〔略〕
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 〔略〕	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 〔略〕
2・3 〔略〕	2・3 〔略〕

国民健康保険制度の改正内容

1 課税限度額の変更

106万円 ⇒ 109万円

基礎課税分（医療分） ・ ・ 65万円 ⇒ 66万円

後期高齢者支援金等分 ・ ・ 24万円 ⇒ 26万円

介護納付金分 ・ ・ 17万円 （変更なし）

国民健康保険税の課税限度額（※1）については、地方税法施行令で規定されています。

令和7年度税制改正大綱に課税限度額の改正が盛り込まれており、毎年引き上げられていましたが、令和6年度に引き続き引き上げとなります。高額所得者の限度額を増やし、中間所得者の負担緩和を図る狙いがあります。関連する地方税法施行令が令和7年3月末に改正されました。

改正の内容は、令和6年度には、基礎課税分（※2）65万円、後期高齢者支援金等分（※3）24万円、介護納付金分（※4）17万円の合計106万円に設定されていますが、令和7年度には、基礎課税分（医療分）を1万円引き上げて66万円、後期高齢者支援金等分を2万円引き上げて26万円、介護納付分は据え置きで17万円とし、合計3万円引き上げます。基礎課税分、後期高齢者支援金等分および介護納付金分と合わせて109万円となります。

※ 1 課税限度額とは、世帯に課税される上限の金額のこと。

※ 2 基礎課税分とは、国保被保険者の医療給付費等に充てられる費用についての保険税で、全ての被保険者が対象。

※ 3 後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療制度の被保険者にかかる医療給付費を支援するための保険税で、全ての被保険者が対象。

※ 4 介護納付金分とは、国保加入者のうち、40歳以上65歳未満（介護保険の第2号被保険者という。）の介護保険料相当分としてかかる保険税。

〔低所得者の世帯に対する軽減〕

1. 保険基盤安定制度の拡充

国保税の軽減は、所得に応じて応益分を7割・5割・2割軽減する仕組みです。

今回の保険税軽減拡大は、5割軽減と2割軽減の判定基準が見直されます。

区 分	基準となる判定所得金額	
均等割と平等割 の 7 割 を軽減	改正なし	世帯主と被保険者の軽減判定所得が 43万円 + 10万円 × [給与所得者等の数(※1) - 1]
均等割と平等割 の 5 割 を軽減	改正前	世帯主と被保険者の軽減判定所得が 43万円 + <u>29.5万円</u> × [被保険者数(※2)] + 10万円 × [給与所得者等の数(※1) - 1]
	改正後	世帯主と被保険者の軽減判定所得が 43万円 + <u>30.5万円</u> × [被保険者数(※2)] + 10万円 × [給与所得者等の数(※1) - 1]
均等割と平等割 の 2 割 を軽減	改正前	世帯主と被保険者の軽減判定所得が 43万円 + <u>54.5万円</u> × [被保険者数(※2)] + 10万円 × [給与所得者等の数(※1) - 1]
	改正後	世帯主と被保険者の軽減判定所得が 43万円 + <u>56万円</u> × [被保険者数(※2)] + 10万円 × [給与所得者等の数(※1) - 1]

※1 給与所得者等の数

一定の給与所得者（給与収入55万以上）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））公的年金等に係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円となるよう読み替え。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれない。

※2 被保険者数

同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療になった者を含む。

報告事項 1

令和6年度国民健康保険特別会計決算見込

(単位:円、%)

ア 歳入の状況

款	令和6年度決算見込額	構成比	増減率	令和5年度決算額	構成比	比較増減
01 国民健康保険税	952,673,893	24.5	11.5	854,455,948	22.0	98,217,945
02 国庫支出金	11,220,000	0.3	8,030.4	138,000	0.0	11,082,000
04 県支出金	2,566,169,031	66.0	△ 2.1	2,621,792,240	67.5	△ 55,623,209
05 財産収入	18,536	0.0	250.9	5,283	0.0	13,253
06 繰入金	347,405,592	8.9	△ 2.2	355,155,793	9.1	△ 7,750,201
07 繰越金	0	0.0	皆減	43,391,813	1.1	△ 43,391,813
08 諸収入	13,124,693	0.3	20.5	10,892,468	0.3	2,232,225
09 市債	0	0.0	0.0	0	0.0	0
歳入合計	3,890,611,745	100.0	0.1	3,885,831,545	100.0	4,780,200

(単位:円、%)

イ 歳出の状況

款	令和6年度決算見込額	構成比	増減率	令和5年度決算額	構成比	比較増減
01 総務費	33,947,725	0.9	42.5	23,822,715	0.6	10,125,010
02 保険給付費	2,492,087,155	65.0	△ 2.8	2,563,386,480	65.8	△ 71,299,325
03 国民健康保険事業費納付金	1,259,123,248	32.8	△ 0.5	1,265,160,855	32.5	△ 6,037,607
04 財政安定化基金拠出金	0	0.0	0.0	0	0.0	0
05 保健事業費	33,508,199	0.9	△ 6.7	35,905,977	0.9	△ 2,397,778
06 基金積立金	2,350	0.0	△ 55.5	5,283	0.0	△ 2,933
07 公債費	0	0.0	0.0	0	0.0	0
08 諸支出金	4,293,589	0.1	△ 57.5	10,112,728	0.3	△ 5,819,139
09 予備費	0	0.0	0.0	0	0.0	0
10 繰上充用金	12,562,493	0.3	皆増	0	0.0	12,562,493
歳出合計	3,835,524,759	100.0	△ 1.6	3,898,394,038	100.0	△ 62,869,279

歳入 3,890,611,745円 - 歳出 3,835,524,759円 = 55,086,986円・・・令和6年度繰越予定額

令和 7 年度 国民健康保険特別会計当初予算状況

歳入	款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
	1	国民健康保険税	958,535	934,302	△ 24,233	97.47
	2	国庫支出金	1	1	0	100.00
	4	県支出金	2,650,733	2,641,960	△ 8,773	99.67
	5	財産収入	5	0	△ 5	0.00
	6	繰入金	296,376	285,979	△ 10,397	96.49
	7	繰越金	1	1	0	100.00
	8	諸収入	22,968	20,056	△ 2,912	87.32
	9	市町村債	1	1	0	100.00
	歳入予算総額		3,928,620	3,882,300	△ 46,320	98.82

歳出	款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
	1	総務費	25,148	39,591	14,443	157.43
	2	保険給付費	2,595,865	2,585,775	△ 10,090	99.61
	3	国民健康保険事業費納付金	1,259,374	1,208,941	△ 50,433	96.00
	4	財政安定化基金拠出金	1	1	0	100.00
	5	保健事業費	42,931	42,247	△ 684	98.41
	6	基金積立金	6	0	△ 6	0.00
	7	公債費	1	1	0	100.00
	8	諸支出金	5,293	5,212	△ 81	98.47
	9	予備費	1	532	531	53,200.00
	歳出予算総額		3,928,620	3,882,300	△ 46,320	98.82

● 第3期データヘルス計画

被保険者の健康増進を目的に、保険者が健康・医療情報を活用し、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、令和6年度から6年間の計画として策定しました。この計画をもとに保健事業を実施し、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。

■ 特定健康診査

「特定健康診査」は、生活習慣病の予防や早期発見のために、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した検査項目での健康診査で生活習慣病の大きな要因となる内臓脂肪のリスクの有無を判定します。

特定健康診査受診率

【第2期データヘルス計画中間評価】

【第3期データヘルス計画】

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施率 (%)	実 績	44.9	39.8	43.3	46.8	44.6	43.7 (暫定)					
	目標値	44.1	44.6	45.1	45.6	46.1	48.8	50.8	52.8	54.8	56.8	58.8

■ 特定保健指導

内臓脂肪の蓄積により高血糖や高血圧、脂質異常のリスク因子が重なり、虚血性心疾患や脳血管疾患等を発症しやすくなります。生活習慣病のリスクが高い方には保健師や管理栄養士等が面接し、生活習慣を改善する行動目標を設定し、ご自身で健康づくりに取り組んでもらうため、約3か月間、電話や面接で実践できるようにサポートします。

特定保健指導終了率

【第2期データヘルス計画】

【第3期データヘルス計画】

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施率 (%)	実 績	21.0	17.7	13.6	12.2	15.5						
	目標値	35.1	41.3	47.5	53.7	60	13.5	14.8	16.1	17.4	18.7	19.9

◆ <令和7年度特定健康診査・特定保健指導の予定>

- ① 特定健康診査受診券の発送時期: 令和7年5月23(金)発送予定

有効期限は令和7年10月31日(金)まで

- ② 健診実施期間: 個別健診は6月から10月まで。集団検診は7月から10月の健診実施日。

海南病院と JA 健診センターは指定日。

- ③ 健診結果により医療受診が必要な方は受診勧奨個別通知をします。

特定保健指導の対象者には個別で案内チラシと申込書を郵送します。返信がない方には電話で再勧奨します。

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」 に伴う健康保険証の廃止について

1 マイナンバーカードの健康保険証利用

(1) 推移

- ① 令和3年10月20日 オンライン資格確認等システムの運用開始
マイナ保険証の提示による医療機関受診が可能に。
- ② 令和5年12月27日 改正マイナンバー法の施行日決定
健康保険証の廃止日が令和6年12月2日に決定。
経過措置により、廃止日から最長1年間は健康保険証を使用可能。

(2) マイナ保険証を保有していない場合

- ① 健康保険証の使用期限
令和6年12月1日までに発行された健康保険証は、改正マイナンバー法の経過措置により、券面に記載された有効期限まで使用が可能。
- ② 資格確認書の交付
保有する健康保険証の有効期限経過前に、無申請・無償で「資格確認書」が交付され、従来のとおり医療機関受診が可能。

2 弥富市国民健康保険の対応

(1) 被保険者証の有効期限

現在、被保険者証は令和7年7月31日までが有効期限となっている。その後の対応は(2)のとおり。

(2) 資格確認書の交付

マイナ保険証を保有されていない方には、被保険者証の有効期限が経過する前までに、資格確認書を簡易書留にて郵送予定。

マイナ保険証を保有されている方には、資格情報のお知らせを郵送予定。

令和7年度 弥富市国民健康保険税収納対策事業実施計画

令和7年4月1日

弥富市健康福祉部保険年金課

1 計画の目的

国民健康保険運営の安定化に向けて、収納率向上に向けた取組を計画的かつ効率的に実施するため策定するもの。

【国民健康保険税収納率（一般＋退職）】 (単位：%)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (最終目標)	7年度(目標)
現 年	95.06	95.05	95.59	94.85	95.00	95.00
過 年	21.02	19.99	20.79	20.03	20.10	20.10

2 主な取組

(1) 滞納整理

① 督促状の発送

- ・毎月、納期限後20日以内に督促状を送付する。

② 納税催告書の発送

発送月	催 告 書 発 送 対 象 者
9月	現年分滞納者（出納閉鎖まで、一斉催告）
12月	主に現年滞納者（一斉催告）
3月	主に現年滞納者（一斉催告）
他月	過年分を含む滞納者（随時催告）

- ・収納課と連携し実施する。

③ SMS（ショートメッセージサービス）による催告

- ・一斉催告の約1ヶ月前に滞納者に送付する。

④ 電話催告

- ・随時、昼間・夜間の電話催告を実施する。

なお、9月、12月、3月については、現年度分を主体に実施する。

⑤ 臨戸訪問

- ・督促状や催告書等の文書催告、電話催告をしてもなお納付がない滞納者等については、臨戸訪問を実施する。（なお、集金業務としての戸別訪問は基本的に行わない。特別に必要な場合に限り実施）
- ・収納対策上、効果的と判断する場合または平日中の臨戸訪問では滞納者に接触できない場合等には、平日夜間・休日における臨戸訪問を適宜実施す

る。

⑥ 滞納整理強化月間の設定

区 分		取 組 概 要
1 2 月	年末滞納整理強化月間	夜間・休日を含む電話・訪問催告、納税相談
3 月	年度末滞納整理強化月間	〃

⑦ 特別療養費支給への移行

- ・健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止となるため、特別療養費支給に変更する。
- ・納付勧奨通知、納付催告、納税相談等に応じない者に対しては、税の公平負担の観点から特別療養費に変更し、変更の際は「特別療養費の支給に変更する旨の事前通知」により通知する。災害や失業等特別な事情なく1年以上滞納している場合、特別療養費の支給対象となり、医療機関窓口で一旦医療費の全額（10割）を支払い、後日申請により給付割合相当分を支給する。ただし、支給額全額または一部を滞納保険税に充当する。
また、納付勧奨通知や弁明の機会等を活用し、納税相談などの実施により、早期の滞納額解消を目指し、さらなる収納確保に努め滞納額を縮減する。
- ・納付に資する取組（納付勧奨通知及び納付相談）→弁明の機会（特別な事情を除く）の付与の通知送付→特別療養費を支給する旨の通知送付→資格確認書（特別療養）の交付

⑧ 口座振替等の推進（平成31年4月より新規加入者の方は原則口座振替を実施）
（口座振替）

- ・新規加入手続時に口座振替依頼書を渡すとともに、広報誌への記載や納税通知書送付時にチラシを同封するなどによって、口座振替の推進を図る。
- ・また、納税相談時にも口座振替の加入を推進する。

⑨ コンビニ納付、スマホ決済アプリ地方税お支払サイトを利用した納付の実施

- ・コンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、セイコーマートなど）での納付、スマホ決済アプリ（PayB、PayPay、au PAY、FamiPay）を利用した納付を実施。

⑩ 広報活動

- ・保険税の納付に対する理解を高めるため、広報誌やホームページ等を活用した広報を実施する。

（2）納税相談

① 納税相談

- ・保険税の適切な収納の確保のため被保険者の生活状況等に配慮した納税相談を随時実施する。

(3) 滞納処分

① 財産調査

- ・催告書を送付した結果、なおも納税相談に誠実に対応しない者、分納不履行者や単年度でも納税意思のない者に対して預金・給与・生命保険等の調査を実施する。

② 差押予告書の送付

- ・納税相談に誠実に対応しない者、分納不履行者や単年度でも納税意思がなく、財産を保有している者に対して発送する。

③ 債権等の差押

- ・財産調査後、財産保有が判明しており、納税相談に誠実に対応しない者、分納不履行者や単年度でも納税意思のない者に対して差押を実施する。

(4) 他機関等との連携

① 県税事務所

- ・研修講師としての招聘、指導・助言
- ・派遣事業の受入(職員の徴収技術向上、高額・困難事案への対応等)

② 市町村

- ・相互協力(滞納整理・搜索の共同実施等)

(5) 徴収体制の強化

① 職員の資質向上

- ・県や国保連が開催する研修会等に積極的に参加し、担当職員の資質向上を図る。